消防予第211号 平成18年5月30日

各都道府県消防防災主管部長 展 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する告示の公布について

「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第17号。以下「17号告示」という。)、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第18号。以下「18号告示」という。)、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第19号。以下「19号告示」という。)、「戸外表示器の基準」(平成18年消防庁告示第20号。以下「20号告示」という。)が、平成18年5月30日に公布されました。

これらの告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「共住省令」という。)第3条第2項第2号チ、同項第3号イただし書及びへ、同項第4号口及びホ、18号告示第3第10号(2)並びに19号告示第3第9号(2)の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるととも に、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しこ の旨周知されるようお願いします。

記

1 制定の趣旨

共住省令等の制定の趣旨については、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について(平成17年3月25日消防予第66号)第1により示したところであるが、共住省令に基づき、特定共同住宅等において必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として「共同住宅用スプリンクラー設備」、「共同住宅用自動火災報知設備」、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」が規定されたことを受け、これらの設備等に関する設置及び維持に関する技術上の基準として告示を制定することとしたものである。

2 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準<u>(17号告</u> 示)

共住省令第3条第2項第2号チに基づき、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド、制御弁、自動警報装置、流水検知装置、呼水装置、非常電源の容量、起動装置、配線、配管及び加圧送水装置の性能等について定めたものであること。

- 3 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(18号告示)
 - (1) 共住省令第3条第2項第3号イただし書きに基づき共同住宅用自動火災報知 設備の警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものを 定めたこと。
 - (2)共住省令第3条第2項第3号へに基づき、共同住宅用自動火災報知設備の感知器、中継器、配線、共同住宅用受信機、住棟受信機、電源、非常電源、音声警報装置及び戸外表示器の性能等について定めたものであること。
- 4 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(19号告示)
 - (1)共住省令第3条第2項第4号口において、その例によることとされる同項第3号イただし書きに基づき、住戸用自動火災報知設備の警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものを定めたこと。
 - (2)共住省令第3条第2項第4号ホに基づき、住戸用自動火災報知設備の感知器、中継器、配線、住戸用受信機、電源、音声警報装置及び戸外表示器の性能等について定めたものであること。
 - (3)共住省令第3条第2項第4号ホに基づき、共同住宅用非常警報設備の音響装置、起動装置、操作部、配線及び非常電源の性能等について定めたものである こと。
- 5 戸外表示器の基準(20号告示)

18号告示第3第10号(2)及び19号告示第3第9号(2)に基づき、戸外表示器の構造及び機能、附属装置並びに表示について定めたものであること。

- 6 施行期日等
 - (1) 平成19年4月1日から施行することとしたこと。
 - (2)共住省令及び関係する告示に係る運用については、別途通知する予定であること。

消防庁予防課設備係

担当 : 伊藤、相葉 TEL : 03-5253-7523 FAX : 03-5253-7533

E-Mail: aiba-i@fdma.go.jp